

※3 ASRリサイクル施設とは、自動車リサイクル法第28条で主務大臣の認定を取得したASR指定引取場所のうち、施行規則第26条に定める基準に適合した施設(「基準適合施設」)を示す。

※4 ASRをリサイクルすることによって生じるスラグや飛灰等のうち、販売や処理されないで施設に残ったもしくは埋め立て処分された廃棄物の総重量。

※5 委託全部再資源化とは、自動車リサイクル法第31条で主務大臣の認定を取得した、全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者)と委託全部利用者(電炉・転炉等)で、ASRを生じさせないで使用済み自動車を再資源化する仕組み。

※6 委託全部利用者で鉄鋼製品を生産する際に生じるスラグや飛灰等のうち、販売や処理されないで施設に残ったもしくは埋め立て処分された廃棄物の総重量。

3. 資金管理法人から払渡しを受けた預託金および再資源化等に要した費用

項目		合計	内訳		
			内 フロン類	内 エアバック類	内 ASR
収入	払渡しを受けた預託金	¥269,694,792	¥38,086,277	¥5,106,096	¥226,502,419
支出	再資源化に要した費用	¥306,239,982	¥36,297,557	¥4,684,288	¥265,258,137
収支		¥-36,545,190	-		

以上